

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成17年6月14日制定)

改正 平成21年6月6日	改正 平成22年5月14日
改正 平成23年12月6日	改正 平成24年12月1日
改正 平成28年5月21日	改正 平成29年4月1日
改正 令和元年6月15日	改正 令和3年6月24日

(目的)

第1条 この規程は、当法人の理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)及びそれ以外の者に支払う報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤のもの 別表 1 に定める額
- (2) 非常勤のもの 別表 2 に定める額
- (3) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給しているもの 別表 3 に定める額

(支給日)

第3条 支給日は、年報酬を12か月で割った額を毎月21日に支払う。
(21日が金融機関休日にあたる場合は、その前営業日に支払う。)

(報酬の日割計算)

第4条 年の途中で委嘱若しくは、解嘱又は死亡した場合には、日割計算により支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務のため旅行したときは、費用弁償として2項(1)により日当を支給するものとする。

2 前項に定めるもののほか、役員等が会議等の招集に応じたときは、次の費用弁償を支給するものとする。

但し、理事、監事、評議員以外の者の場合は、理事長が認めた者に限る。

- (1) 理事会、評議員会に出席した場合及び非常勤役員等が出張した場合の費用弁償は8,000円とする。
- (2) 交通費 自宅から目的地までの走行距離の往復分を30円/kmを支払う
- (3) 同一人が兼務により二重の資格を有する場合、費用弁償は重複して支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- この規程は、平成21年6月6日から施行する。
- この規程は、平成22年5月14日から施行する。
- この規程は、平成23年12月6日から施行する。
- この規程は、平成24年12月1日から施行する。
- この規程は、平成28年5月21日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年6月15日から施行する。
- この規程は、令和3年6月24日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (年額)	報酬の額 (月額)
常務理事	6,600,000 円	550,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (年額)	報酬の額 (月額)
評議委員	120,000 円	10,000 円
監 事	240,000 円	20,000 円
理 事 長	360,000 円	30,000 円
理 事	240,000 円	20,000 円

別表 3 (当法人職員を兼務し、職員給与を支給しているものの報酬)

役職名	報酬の額 (年額)	報酬の額 (月額)
理 事	240,000 円	20,000 円